

令和3年12月吉日

組合員・準会員 各位

東京地方税理士協同組合  
税理士VIP代理店会  
会長 高橋 稔

## 『東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会』 入会のお願い

謹啓 時下益々清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協同組合事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

全国税理士共栄会が平成11年に税理士VIP代理店制度を導入したのを受け当組合が税理士VIP代理店制度の推進を始めて既に22年が経過いたしました。この間、税理士VIP代理店制度の普及と発展の意を引き継ぎ、個々の生命保険会社と情報交換会や親睦会等を積極的に開催し、生命保険に関する業務知識の向上と代理店の業績拡大を図るべく施策を継続し、実施して参りました。

この度、これらの施策を組合主導により統一して合理的に開催し、税理士VIP代理店制度の更なる発展・充実を目指し、また、生命保険に関する業務知識の向上等により、関与先のニーズに合った保険商品の提案を行うこと等を目指し「税理士VIP代理店会」を発足いたしました。

組合員・準会員の皆様におかれましては、税理士VIP代理店会の趣旨・目的をご理解いただき代理店会正会員へご入会いただきたくお願い申し上げます。

尚、生命保険会社の代理店等を行っていない場合でも入会できます。

謹 白

# 東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会(以下「本会」という)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

1. 会員相互の親睦を図り、生命保険に関する業務知識の向上及び代理店の業績向上を図る。
2. 会員相互間の情報交換及び交流を図る。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦、生命保険に関する業務知識の向上に必要な事業
2. その他前条の目的達成のために必要な事業

### (事業年度)

第4条 本会の事業年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、正会員と準会員で構成する。

1. 正会員は、全国税理士共栄会(以下「全税共」という)と提携している保険会社の税理士代理店(以下「VIP保険代理店」という)とする(全税共と提携している保険会社のVIP保険代理店になる予定の者を含める)。
2. 準会員は、全税共と提携している生命保険会社のうち、東京地方税理士協同組合区域内で代理店のある生命保険会社とする。

### (入退会の手続)

第6条 入会又は退会を希望する者は所定の届出書を提出することとする。但し、正会員は東京地方税理士協同組合の組合員または準組合員の資格を喪失した時は会員資格を失う。

### (費用負担)

第7条 第3条に掲げる費用は、東京地方税理士協同組合が負担する。但し、準会員の費用は、原則として参加者負担とする。その額についてはその都度定める。

## 第3章 役員

### (役員)

第8条 本会の運営のため役員として次の役員を置く。

- 会 長 1名（東京地方税理士協同組合理事長をもって充てる）  
副会長 5名以内（東京地方税理士協同組合副理事長をもって充てる）  
理 事 5名以内（東京地方税理士協同組合専務理事、全税共事業部長及び会長が指名した者をもって充てる）

（役員任期）

第9条 役員任期2年とする。但し再任を妨げない。

2. 各役員は、就任時の東京地方税理士協同組合の役職を退任した場合であっても、本会の任期満了まではその役職に留まるものとする。
3. 役員がその任期途中で辞任等をした場合は後任者を選任することができる。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第10条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、やむを得ない理由で会長不在となった場合、代理となる。
3. 理事は、本会の運営に係る業務を執行する。

（顧問）

第11条 顧問は会長が委嘱する。（任期は委嘱した会長と同一とする。）

## 第4章 総 会

（総会の種類と招集）

第12条 総会は、事業年度終了後3か月以内に会長が招集して開催し、会の運営に必要な事項を審議・議決する。ただし、必要ある時は臨時総会を開催することができる。

（総会の決議）

第13条 総会は、出席正会員の過半数の同意をもってこれを決する。

## 第5章 事務局

（事務局）

第14条 本会の事務局は、東京地方税理士協同組合内に置く。

## 第6章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第15条 本会正会員及び準会員は、本会の行事等で得た個人情報を漏洩してはならない。退会した後も同様とする。

令和2年8月3日 施行  
令和3年8月2日 改訂

# 東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会 正会員 入会申込書

私（または、当法人）は、当会の趣旨及び目的を理解し、代理店を行っている提携生命保険会社が東京地方税理士協同組合に対し、以下のとおり全国税理士共栄会のVIP代理店制度のある提携保険会社に登録されている代理店情報を一部開示することに同意し、入会を申し込みます。

## 1 提供する情報

氏名、税理士登録番号

法人の場合には、代理店の名称、登録税理士の氏名

生命保険募集代理店として取り扱ったVIP対象生命保険契約に関する稼働情報  
（生命保険契約の顧客情報は含まない）・・・下記で選択してください。

## 2 守秘義務

私（または、当法人）は、本会の行事等で得た個人情報を漏洩いたしません。退会した後も同様といたします。

記入日 年 月 日

個人の場合

税理士法人の場合

所属支所名

所属支所名

氏名（自署）

代表者（自署）

税理士登録番号

税理士法人登録番号

連絡先所在地

連絡先所在地

連絡先電話番号

連絡先電話番号